

平成 31 年度 特定加算手当の支給状況

1. 基本的な考え方

(1) 法人単位の対応

法人のケアハウスは、オパール室蘭とオパール八丁平の 2 施設であるが、オパール八丁平は開設から 5 年しか経過しておらず、国の 10 年以上勤務している職員基準においては施設間で不均衡となっており、職員異動を行っている状況の中で、対象者の支給基準や統一性が必要となっている。また、処遇改善加算措置の増加額においても施設ごとに収入額が異なり、法人統一での就業規則や給与規程により運営していることなどから、法人単位としての計画申請・支給を行うこととしたこと。

(2) 年額賃金改善額 440 万円以上とする対応

介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）の増加額を考え、経験・技能のある介護福祉士（介護支援課長）の 2 名を、賃金改善後の賃金見込額年額 440 万円以上として対応し、まず国の特定処遇改善基準を確保することとしたこと。

また、特定処遇改善加算の収入額から経験・技能介護福祉士（介護支援課長）の 2 名に係る処遇改善費用を除く額を、介護福祉士の課長補佐（主任）と介護係長（リーダー）に支給することとしたこと。

(3) 対象期間の対応

平成 31 年度においては、支給対象期間を令和元年 10 月～令和 2 年 3 月までの 6 か月間とすること。

2. 計画申請と支給内容

(1) 計画申請

国の処遇改善加算措置を受けるため「介護職員等特定処遇改善計画書」を令和元年 8 月末、北海道に提出している。

○計画申請の内容

(単位:円)

区 分	職員数	給与額		法定福利費	合 計
			平均月額		
経験技能介護職員(課長職)	2 人	1,503,600	62,650	246,741	1,750,341
その他介護職員(リーダー等)	7 人	1,638,000	19,500	266,776	1,904,776
計 [収入額:3,646,000]	9 人	3,141,600		513,517	3,655,117

※4 月から翌年 3 月までの 1 年間による支給計画。

(2) 特定加算手当の支給内容

法人職員の特定加算の処遇改善を図るため、給与規程において「特定加算手当」の設置改正を行った。

この特定加算手当については、令和元年10月給与から

- ・ 経験技能介護職員(課長職)の2名は、月額合計125,300円を支給している。
- ・ その他介護職員(リーダー等)の7名には、月額合計137,200円を支給している。

社会福祉法人上寿の会 給与規程(抜粋)

(特定加算手当)

第21条 特定加算手当は、介護職員等特定処遇改善加算の収入を充てるため、介護福祉士の資格保有の介護支援課長、課長補佐〔主任〕及び介護係長〔リーダー〕に支給する。

2 特定加算手当の支給額は、特定加算の算定額に相当する額を賃金改善額として、次のとおり支給する。

(1) 介護支援課長の特定加算手当の額は、4月から翌年3月まで(以下、「実施期間」という。)の給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、役職手当、処遇改善手当、資格手当、賞与及び寒冷地手当の合計額が440万円を下回る場合にあつて、その不足の額に12分の1を乗じた額の百円未満を切り上げた額を月額の特定加算手当として支給する。

(2) 課長補佐(主任)及び介護係長(リーダー)の特定加算手当の額は、介護職員等特定処遇改善加算に係る介護保険事業収入見込額から、前第1号の介護支援課長の特定加算手当の実施期間の総支給額とその法定福利費等を含めた額を差し引き、その算出された額から見込まれる法定福利費等を差し引き対象職員数で除し、その額に12分の1を乗じた額の百円未満を切り上げた額を月額の特定加算手当として支給する。

3 職員が特別休暇等を除き、勤務しない日があるときは、勤務日数の割合に応じ、別表11の手当支給割合表により減じて支給する。

3. その他

(1) 職員の意見聴取

- ・ オパール室蘭の職員 令和元年8月27日実施
- ・ オパール八丁平の職員 令和元年8月28日実施

(2) 給与規程の改正通知(特定加算手当の設置)

- ・ オパール室蘭・八丁平の職員通知 令和元年10月1日実施